令和6年度同意(許可)債 令和7年6月25日以降適用

	息(許り						貸付条	件		年0月25日以降週
貸付の種類		貸付対象事業		固定金利方式		1	利率見直し方式			
KIIVIER		2	償還期限	据置期間	利率	償還期限	据置期間	利率	利率の種類	償還の方法
		公 共 事 業 等	年以内	年以内	96	年以内	年以内	96		
		道路	20	5	2.100	20	5	1.500		
		学 校 教 育 施 設 等 整 備	15	3	1.700	15	3	1.400		
		(太陽光発電整備)								
		社会福祉施設整備 公営住宅	25 25	3 5	2.300	25 25	3 5	1.500		
		教育・福祉施設等整備事業	25	-	2.300	25	-	1.500		
		学校教育施設等整備事業		_			_			
		義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	2.300	25	3	1.500		
		幼稚園その他の学校施設等	25	3	2.300	25	3	1.500		
		社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	2.300	25	3	1.500		
		一般廃棄物処理事業	30	5	2.500	30	5	1.500		
		一般 単数 一般 一般		_						
		地域総合整備資金貸付事業	20	5	2.100	20	5	1.500		
		被災施設復旧関連事業	30	5	2.500	30	5	1.500		
	_	河 川 等 分	20	5	2.100	20	5	1.500		
	般会	臨時高等学校改築等分	20	J	2.100	20	J	1.300		
	81	出資金・貸付金、負担金	30	5	2.500	30	5	1.500		
	債	地 域 活 性 化 防 災 対 策	30	5	2.500	30	5	1.500		
		防災 対策 地方道路等整備	20	5	2.100	20	5	1.500		
		合 併 特 例		,			,			
		緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業								
		公共施設等適正管理推進	30	5	2.500	30	5	1.500		
		緊急自然災害防止対策事業								
		脱炭素化推進事業								
		こども・子育て支援事業 辺地及び過疎対策事業	25	3	2.300	25	3	1.500		
		辺 地 対 策 事 業		_			_			
		簡易水道施設・下水道処理施設	30	5	2.500	40	5	1.500	機構特別利率	
		上記以外の施設	30	5	2.500	30	5	1.500		
		過 疎 対 策 事 業		-			-			
		簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	2.500	40	5	1.500		半 年 賦
長		出資及び上記以外の施設 過疎地域持続的発展特別事業	30 12	5 3	2.500 1.400	30 12	5 3	1.500		元利均等償還
ー 期 般 貸 付	臨	時 財 政 対 策 債	12	-	1.400	12	-	1.400		又は
貸付付	ſ	都道府県・指定都市に対する貸付け	_	_	_	30	3	1.500		半年賦
		上記以外の地方公共団体に対する貸付け		_	_	20	3	1.500		元金均等償還
		水道		-			-			
		上 水 道 簡 易 水 道	30	5	2.500	40	5	1.500		
	1	交 通		_			_			
		— 般 交 通		-			-			
		バス	5	1	0.900	_	-	-		
		電車	13	3	1.500	13	3	1.400		
		車庫・営業所	20	5	2.100	30	5	1.500		
		連 絡 船 高 速 鉄 道	15 30	3 5	1.700 2.500	15 40	3 5	1.400		
		病院	50	-	2.000	70	-	1.000		
		病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎	30	5	2.500	30	5	1.500		
		そ の 他	10	2	1.300	10	2	1.000		
		下 水 道	30	5	2.500	40	5	1.500		
	公	工業用水道	30	5 —	2.500	40	5	1.500		
	営企	電 気 水 カ 発 電	30	5	2.500	30	5	1.500		
	業	廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3	1.700	15	3	1.400		
	債	風 力 発 電	17	3	1.800	17	3	1.500		
		太 陽 光 発 電	17		1.000	17				
		ガ ス *** *** *** ***	25	5	2.300	25	5	1.500		
		港 湾 <u>整</u> 備 埋 立	30	- 5	2.500	40	_ 5	1.700		
		上屋・倉庫・貯木場	30	3	2.500	31	3	1.650	基準利率	
		荷 役 機 械 ・引 船	17	3	1.900	17	3	1.600		
	[介 護 サ ー ビ ス	30	5	2.500	30	5	1.500		
	[市場	30	5	2.500	40	5	1.500	機構特別利率	
		と 畜 場	30	5	2.500	30	5	1.500		
		観 光 施 設水族館・動物園舎等の建築物	18	3	1.950	18	3	1.600	基準利率	
		水族館・刺物園音等の建築物上 記 以 外 の 施 設	18	3	1.950	18	3	1.600	整字利學	
		駐 車 場	20	3	2.000	20	3	1.500	機構特別利率	
		産業廃棄物処理	10	3	1.450	10	3	1.200	基準利率	
同意・許	可前貸付	長期貸付の対象事業すべて	原則として長期貸	付に振り替える日	1.250		-		基準利率	

- 備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等債還」、かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、債還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長債遭期限及び同据置期間のものである。
- 備考2 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策、令和2年7月豪雨対策及び令和6年能登半島地震対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。
- 備考3 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。
- 備考4 「出資金·貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)
- 備考5 「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。
- 備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。
- 備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。
- 機等8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)
- 備等9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業價を貸付けの対象とする。 この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本業により分割した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。)の償還期限及び据置期間とする。 本表により分割した場合のいずれにも最近ないときは、財政融資資金は、60和20年実は確認100号、第10条項目の号の規定とよる貸付けの償還期限及び経置期間とする。

令和5年度同意(許可)債 令和7年6月25日以降適用

1							貸付約			
貸付の種類		貸付対象事業		固定金利方式		1	利率見直し方式			
			償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	利率の種類	償還の方法
		公 共 事 業 等		-			_			
		道 路 学校教育施設等整備	20	5	2.100	20	5	1.500		
		(太陽光発電整備)	15	3	1.700	15	3	1.400		
		社会福祉施設整備	25	3	2.300	25	3	1.500		
		公 営 住 宅 教育・福祉施設等整備事業	25	5	2.300	25	5 —	1.500		
		学校教育施設等整備事業		_			_			
		義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	2.300	25	3	1.500		
		幼稚園その他の学校施設等	25	3	2.300	25	3	1.500		
		社会福祉施設整備 一般廢棄物机理事業	25	3	2.300	25	3	1.500		
		一般廃棄物処理事業 一般単独	20	3	2.000	20	3	1.500		
		— 般		-			-			
		地域総合整備資金貸付事業	20	5	2.100	20	5	1.500		
	_	被災施設復旧関連事業河川等分	30	5	2.500	30	5	1.500		
	般会	河 川 等 分 臨 時 高 等 学 校 改 築 等 分	20	5	2.100	20	5	1.500		
	81	出資金・貸付金、負担金	30	5	2.500	30	5	1.500		
	債	地 域 活 性 化	30	5	2.500	30	5	1.500		
		防災 対策 地方道路等整備	20	5	2.100	20	5	1.500		
		合 併 特 例	20	J	2.100	20	3	1.000		
		緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業								
		公共施設等適正管理推進	30	5	2.500	30	5	1.500		
		緊急自然災害防止対策事業 脱炭素 化推進事業								
	-	辺地及び過疎対策事業		_			_			
		辺 地 対 策 事 業		-			-			
		簡易水道施設・下水道処理施設	30	5	2.500	40	5	1.500	機構特別利率	
		上記以外の施設 過疎対策事業	30	5	2.500	30	5 —	1.500		
	臨	簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	2.500	40	5	1.500		
		出資及び上記以外の施設	30	5	2.500	30	5	1.500		半 年 賦 元利均等償退
長期		過疎地域持続的発展特別事業	12	3	1.400	12	3	1.400		
貸		時 財 政 対 策 債 都道府県・指定都市に対する貸付け				30	3	1.500		又は
付		上記以外の地方公共団体に対する貸付け	_	-	_	20	3	1.500		半 年 駐 元金均等償
		水道		-			-			
		上 水 道 簡 易 水 道	30	5	2.500	40	5	1.500		
		交 通		_		_				
		一 般 交 通		-			-			
		バス	5	1	0.900	13	-	-	-	
		車 庫 ・ 営 業 所	13	3	1.500					
			20	5			3 5	1.400		
1 1		連 絡 船	20 15	5 3	2.100 1.700	30 15	3 5 3	1.400 1.500 1.400		
		連 絡 高 速 鉄 道		3 5	2.100	30	5 3 5	1.500		
	-	連 絡 船 高 速 鉄 道 病 院	15 30	3 5 —	2.100 1.700 2.500	30 15 40	5 3 5 —	1.500 1.400 1.500		
	-	連 絡 高 速 鉄 道	15	3 5	2.100 1.700	30 15	5 3 5	1.500 1.400		
	-	連絡船 高速鉄道 病 病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎	15 30 30	3 5 — 5	2.100 1.700 2.500 2.500	30 15 40 30	5 3 5 —	1.500 1.400 1.500		
	公	連 絡 船 高 速 銭 病 焼 病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎・ で で の 下 水 道 工 業 用 水 道	15 30 30 10	3 5 - 5 2 5 5	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300	30 15 40 30 10	5 3 5 - 5 2 5 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.000		
	営	連 絡 船 高 速 道 病 炭 病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎 そ の 他 下 水 道 工 業 用 水 道 電 気	30 30 10 30 30	3 5 - 5 2 5 5	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500	30 15 40 30 10 40 40	5 3 5 5 2 5 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500		
	営企業	連 絡 船 高 速 銭 病 焼 病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎・ で で の 下 水 道 工 業 用 水 道	30 30 10 30	3 5 - 5 2 5 5	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500	30 15 40 30 10 40	5 3 5 - 5 2 5 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.500 1.500		
	営企	連 絡 船 高 速 鉄 道 病 機 機 機 有機院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎・ で 位 下 水 道 工 業 用 水 道 電 気 水 力 発 電 廃棄物発電・ごみ固形燃料発電 風 力 発	30 30 10 30 30 30	3 5 5 2 5 5 5	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500	30 15 40 30 10 40 40	5 3 5 5 2 5 5 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500		
	営企業	連 絡 船 高 速 銭 病 焼 病院・診療所・若護師宿舎・職員宿舎・ で て の 他 下 水 道 工 業 用 水 道 電 気 水 力 発 電 廃棄物発電・ごみ固形燃料発電 風 力 発 電 太 陽 光 発 電 太 陽 光 発 電	30 30 10 30 30 30 30 15	3 5 5 2 5 5 5 3 3	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 2.500 1.700	30 15 40 30 10 40 40 30 15	5 3 5 5 2 5 5 5 3 3	1.500 1.400 1.500 1.500 1.000 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500		
	営企業	連 絡 船 高 速 鉄 道 病 機 機 機 有機院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎・ で 位 下 水 道 工 業 用 水 道 電 気 水 力 発 電 廃棄物発電・ごみ固形燃料発電 風 力 発	15 30 30 10 30 30 30 15	3 5 5 2 5 5 5 3	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 1.700	30 15 40 30 10 40 40 40	5 3 5 - 5 2 5 - 5 - 5 3 3	1.500 1.400 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.400		
	営企業	連 絡 船 高 速 鉄 道 病 病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎・ で そ の 他 下 水 道 電 気 気 水 力 発 電 廃棄物発電・ごみ固形燃料発電 風 力 発電 太 陽 光 発電 ガ ス 港 塩 金 増 塩 金	30 30 30 30 30 30 30 15 17 25	3 5 5 2 2 5 5 5 5 3 3 3	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 1.700 1.800 2.300	30 15 40 30 10 40 40 40 15 17 25	5 3 5 5 3 3 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500	基準利率	
	営企業	連 絡 船 高 速 鉄 道 病 焼 焼 マ の 他 下 水 道 工 業 用 水 道 電 気 電 気 廃棄物発電・ごみ固形燃料発電 風 力 発 電 太 陽 光 発 電 ガ ス 港 歯 量 上 屋 倉庫・貯 木	30 30 30 30 15 17 25 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	3 5 5 2 5 5 5 3 3 5 5 3	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 1.700 1.800 2.300 2.500	30 15 40 30 10 40 40 40 15 17 25	5 3 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.000 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500	基準利率	
	営企業	連 絡 船 高 速 鉄 道 病 療院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎・職員宿舎・職員宿舎・職員宿舎・でのの他でする。 本 道 工 業 用 水 道 変 水 力 発 電 廃棄物免電・ごみ固形燃料発電 風 力 発 電 基 個 大 発 電 ガ ス 基 備 世 上 産 ・ 所 木 場 上 屋 倉 庫 ・ 所 木 場 古 役 機 水 引 別 船	30 30 10 30 30 30 15 17 25	3 5 5 2 2 5 5 5 5 3 3 3	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 1.700 1.800 2.300 2.500 1.900	30 15 40 30 10 40 40 40 15 17 25	5 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500	基準利率	
	営企業	連 絡 船 高 速 鉄 道 病 療 竣 で の 他 下 水 道 工 業 用 水 道 変 水 力 発 電 廃棄 物 電 ご み 取 展棄 物 電 ご み 電 大 陽 光 発 電 方 本 適 事 量 上 屋 ・ 向 未 場 上 屋 ・ 向 未 場 よ よ よ よ よ よ よ </th <td>30 30 30 30 15 17 25 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30</td> <td>3 5 5 5 3 3 3 3 3</td> <td>2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 1.700 1.800 2.300 2.500</td> <td>30 15 40 30 10 40 40 40 15 17 25</td> <td>5 3 5</td> <td>1.500 1.400 1.500 1.500 1.000 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500</td> <td>基準利率機構特別利率</td> <td></td>	30 30 30 30 15 17 25 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	3 5 5 5 3 3 3 3 3	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 1.700 1.800 2.300 2.500	30 15 40 30 10 40 40 40 15 17 25	5 3 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.000 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500	基準利率機構特別利率	
	営企業	連 絡 船 高 速 鉄 道 病 機 機 機 有 で の 他 下 水 道 工 業 用 水 道 電 乗 角 電 電 廃棄物免電・ごみ固形燃料免電 風 力 発 電 大 項 光 発 電 ガ 次 差 備 上 屋 倉庫・貯木場 介 援サー・ビス 市 場 と 畜 場	15 30 30 10 30 30 30 15 17 25	3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 1.700 1.800 2.300 2.500 2.500 1.900 2.500	30 15 40 30 10 40 40 30 15 17 25 40 31 17 30	5 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500		
	営企業	連	30 30 30 30 30 30 30 15 17 25 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 1.700 1.800 2.300 2.500 2.500 2.500 2.500 2.500 2.500 2.500	30 15 40 30 10 40 40 40 30 15 17 25 40 31 17 30 40 30 30 30 30 30 30 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	5 3 5 - 5 2 5 5 5 - 5 3 3 5 - 5 3 3 5 - 7 5 5 3 3 5 5 - 7 5 5 3 5 5 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7	1.500 1.400 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500	機構特別利率	
	営企業	連 絡 船 高 速 鉄 道 病 機 機 機 有 で の 他 下 水 道 工 業 用 水 道 電 乗 角 電 電 廃棄物免電・ごみ固形燃料免電 風 力 発 電 大 項 光 発 電 ガ 次 差 備 上 屋 倉庫・貯木場 介 援サー・ビス 市 場 と 畜 場	15 30 30 10 30 30 15 17 25 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 1.700 1.800 2.300 2.500 2.500 2.500 2.500 2.500 2.500	30 15 40 30 10 40 40 30 15 17 25 40 31 17 30 40	5 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500		
	営企業	連 絡 船 高 速 鉄 道 病 病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎・ を そ の 他 下 水 道 電 気気 水 力 発 廃棄物免電・ごみ固形燃料発電 風 力 風 力 発 本 職 光 理 立 上屋 倉庫・貯木場 荷役機械・引引船 引 介 護サーービス 市 基 は 場 収 米 施 数 ・助物園舎等の建築物	15 30 10 30 30 30 30 15 17 25 30 30 30 30 17 30 30 30	3 5 	2.100 1.700 2.500 2.500 1.300 2.500 2.500 2.500 1.700 1.800 2.300 2.500 2.500 2.500 2.500 2.500 2.500 1.900 2.500 2.500	30 15 40 30 10 40 40 30 15 17 25 40 31 17 30 40 40	5 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 3 3 3 5 5 5 5 5 5	1.500 1.400 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.500 1.650 1.650 1.600 1.500	機構特別利率	

- 備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等債選」、かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、債選期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長債選期限及び同据置期間のものである。
- 備考2 公営住宅事業の低速期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策、令和2年7月豪雨対策及び令和6年能登半島地震対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。
- 備考3 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。
- 備考4 「出資金·貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)
- 備考5 「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。
- 備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。
- 備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。
- 備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)
- 備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。 この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び据置期間とする。 本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。

令和4年度同意(許可)債 令和7年6月25日以降適用

### 1500 150					田内ムジナ **		I -	貸付条			
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	付の種類	貸付対象事業		償還期限	据置期間	利率	償還期限	据置期間	利率	利率の種類	償還の方法
			公 共 事 業 等	年以内		%	年以内		%		
				20	5	2.100	20	5	1.500		
1				15	3	1 700	15	3	1 400		
② 常 信 策 25 5 200 220 3 1,1000 東京 64 1 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2											
 ・ 日本 ・ 日本											
## 現代 日本				20		2.000	- 20		1.000		
1 日本					_			-			
## 2			義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	2.300	25	3	1.500		
- 計画 東 東 地 和 市 東 東 20 3 3 2000 20 3 1500 - 後 東 田 物			幼稚園その他の学校施設等	25	3	2.300	25	3	1.500		
□				25		2.300					
日本		ŀ		20		2.000	20		1.500		
機能性の登極機を設け事業 20 5 2,000 20 5 1,500 20 1,500 20 1,500 20 20 1,500 20 20 20 20 20 20 20			NX + 1A								
## 報見 整理 日間 進事業 300 5 5 2,500 300 5 1,500 2				20		2.100	20		1.500		
		_									
## 信用 東京学 世 改 京 等 分				20	-	2 100	20	-	1 500		
		会計	臨 時 高 等 学 校 改 築 等 分	20	5	2.100	20		1.500		
新田		債	*	30	5	2.500	30	5	1.500		
## 方 選 等 學 費 賞 20 5 2100 20 5 1500				30	5	2.500	30	5	1.500		
### 1500 日本				20	5	2 100	20	5	1 500		
				20	J	2.100	20	,	1.000		
● 株				20	-	0.500	20	-	1 500		
図 地 及 び 点 服 対 策 事 集			公共施設等適正管理推進	30	5	2.500	30	5	1.500		
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本											
簡易水道施設下水温超纖酸的											
上記以外の意味数 30 5 2.500 30 5 1.500 機構特別利率 機構特別利率 機構特別利率 2.500 30 5 1.500 30 30 5 1.500 30 30 5 1.500 30 30 30 30 30 30 30				20		2.500	40		1 500		
選 録 対 策 本 素										機構特別利率	
当日 日 日 日 日 日 日 日 日 日						2.000			1.000		半 年 賦 元利均等償還 又は
展 時 財 改 対 策 領			簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	2.500	40	5	1.500		
			出資及び上記以外の施設	30	5	2.500	30	5	1.500		
解して	튽		* *	12		1.400	12		1.400		
上記以外の地方公共団体に対する貸付け	期	臨							4.500		
大 注 大 注 注 注 注 注 注 注				-	-	-					半年賦
一					-						元金均等償還
簡			上 水 道	30	5	2 500	40	5	1 500		
一 段 交 通 一 一 一 一 一 一 一 一 一				50		2.000	40		1.000		
(パイ ス											
電電車車 13 3 1.500 13 3 1.400 車車庫・営業所 20 5 2.100 30 5 1.500 高速鉄道 30 5 2.500 40 5 1.500 病 病院・診療所・者護師宿舎・職員宿舎 30 5 2.500 30 5 1.500 で 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 で 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 で 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 で 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 で 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 で 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 で 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 で 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 で 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 で 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 を 第 第 第 第 第 第 第 1.700 15 3 1.400 加 大 陽 光 発 電 17 3 1.800 17 3 1.500				-		0.000					
車庫・営業所 20 5 2.100 30 5 1.500 連絡 絡 船 15 3 1.700 15 3 1.400 高 達 鉄 道 30 5 2.500 40 5 1.500 40 5 1.500											
連											
病 院 院 一 一 一 1.500											
病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎 30 5 2.500 30 5 1.500 そ の 他 10 2 1.300 10 2 1.000 下 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 エ 業 用 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 電				30		2.500	40		1.500		
その 他 10 2 1.300 10 2 1.000 下 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 エ 業 用 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 電 気											
下 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 エ 業 用 水 道 30 5 2.500 40 5 1.500 電 気											
工業用水道 30 5 2.500 40 5 1.500 電											
電								-			
企業債 水 力 発 電 30 5 2.500 30 5 1.500 廃棄物発電・ごみ固形燃料発電 15 3 1.700 15 3 1.400 風 力 発 電 77 3 1.800 17 3 1.500 ガ ス 25 5 2.300 25 5 1.500 港 湾 整 備											
接		企				2.500	30	5	1.500		
大 陽 光 発 電				15	3	1.700	15	3	1.400		
ガ ス 25 5 2.300 25 5 1.500 港				17	3	1.800	17	3	1.500		
港 湾 整 備 一				25	5	2.300	25	5	1.500		
埋 立 30 5 2.500 40 5 1.700 上屋・倉庫・貯木場 30 3 2.500 31 3 1.650 荷役機械・引船 17 3 1.900 17 3 1.600 介護サービス 30 5 2.500 30 5 1.500 市 場 30 5 2.500 40 5 1.500 と 畜場 場 30 5 2.500 30 5 1.500 観光 施設 - - - 水族館・動物園舎等の建築物 18 3 1.950 18 3 1.600 上記以外の施設 10 3 1.450 10 3 1.200											
上屋・倉庫・貯木場 30 3 2.500 31 3 1.650 荷役機械・引船 17 3 1.900 17 3 1.600 介護サービス 30 5 2.500 30 5 1.500 市 場 30 5 2.500 40 5 1.500 と 畜場 30 5 2.500 30 5 1.500 観光 光 施 - - - 水族館・動物園舎等の建築物 18 3 1.950 18 3 1.600 上記以外の施設 10 3 1.450 10 3 1.200				30	5	2.500	40	5	1.700	# # # # #	
介 護 サ ー ビ ス 30 5 2.500 30 5 1.500 機構特別利率 と 畜 場 30 5 2.500 40 5 1.500 機構特別利率 競 光 施 設 - - - - - 水 放 ・助 物 18 3 1.950 18 3 1.600 基準利率 上 記 以 外 の 施 設 10 3 1.200			上屋・倉庫・貯木場	30	3	2.500	31	3	1.650	泰 华 利 率	
市 場 30 5 2.500 40 5 1.500 機構特別利率 と											
と 畜 場 30 5 2.500 30 5 1.500 親 光 施 - - - 水 族 館・動 物 園 舎 等 の 建 築 物 18 3 1.950 18 3 1.600 上 記 以 外 の 施 設 10 3 1.450 10 3 1.200			***							100 100 E4 PM TO TO	
現 光 施 設										機構特別利率	
水 族 館・助 物 園 舎 等 の 建 築 物 18 3 1.950 18 3 1.600 基 準 利 率 上 記 以 外 の 施 設 10 3 1.450 10 3 1.200		-		30		2.500	30		1.500		
上記以外の施設 10 3 1.450 10 3 1.200				18		1.950	18		1.600	基準利率	
										, -	
										機構特別利率	
産業廃棄物処理 10 3 1.450 10 3 1.200 基準利率			産業廃棄物処理	10	3	1.450	10	3	1.200		

- 備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等償還」、かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、償還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長償還期限及び同据置期間のものである。
- 備考2 公室住宅事業の信週期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策及び令和2年7月豪雨対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風 第19号及び令和2年7月豪雨に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。
- 備考3 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。
- 備考4 「出資金·貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)
- 備考5 「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。
- 備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。
- 備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。
- 偏考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)
- 備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。 この事業の債遣期限及び据置期間は、建設される施設を本素により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除る))の債遣期限及び据置期間とする。 本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和28年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。